

令和5年4月30日
茨城県柔道連盟
会長 清水 定明
(公印省略)

関係各位

新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針 (Version
7) の更新について

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の指定感染症 (五類相当) への変更に伴い、全日本柔道連盟による「新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針」が別添のとおり改訂され、Version 7 が5月8日より適用されることとなりました。

各位にあつては、本指針を柔道の練習や大会等の開催時の参考として下さい。なお、今回の指針の改定は2023年5月8日から適用されるため、それまでは現行の「指針 Ver 6.1」を参照願います。

本件担当 茨城県柔道連盟 事務局長 生井沢 誠 携帯:080-1269-7685

はじめに

感染が急拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2023年5月8日に指定感染症(五類相当)に変更となります。政府の対応に合わせて本指針も大きく改訂しますので、柔道の練習や大会開催時の参考として下さい。なお、今回の指針の改訂は2023年5月8日から適用されます。それまでは、指針6.1をご参照ください。

1) 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性と判定された場合の練習の再開と大会への参加について

症状発現日を0日目として6日目以降、かつ症状軽快から24時間以上経っていれば練習の再開や大会への参加が可能です。ただし、通常発症10日頃までウイルスは検出されなくなりますが、時に長期にウイルスが検出されることがあり、感染力がゼロになるわけではありません。お互いがマスクなしで15分以上接触すると感染する可能性が高くなります。大事な試合などが控えている場合はマスクの着用や食事を共にしないことをお勧めします。学校等における練習の再開や大会参加に関しては上記を考慮し、最終的に所属の長の判断に従ってください。

2) チーム内に新型コロナウイルス感染症の検査陽性者が発生した場合の練習の再開と大会への参加について

健康状態に問題のないメンバーは練習の継続や大会への参加が認められます。

感染流行時は「柔道練習・試合再開の指針 (Version 6.1)」を参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する Q&A

Q1. チームで発熱者が出たのですが、練習の継続や大会への参加はどのように考えればよいのでしょうか？

A. 発熱者は医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。健康状態に問題のないメンバーは練習の継続や大会への参加が認められます

Q2. 練習や大会でのマスク着用はどのように考えればよいでしょうか？

A. 特に着用を求めません。学校等においては、最終的に所属の長の判断に従ってください。

Q3. 感染者が多く発生した際、全柔連に報告する必要はありますか？

A. 特に必要はありません。

Q4 畳の消毒は必要でしょうか？

A. 必須ではありません。流行の状況・所属内での感染者発生に応じて消毒を行うことを考慮してください。

Q5 練習や大会前の健康記録表・検温などは必要でしょうか？

A. 特に必須ではありませんが、普段から自身の健康管理に気を配り、体調の変化を知るために検温などによる体温や呼吸器症状等*の有無の記録などしておくことが推奨されます。(呼吸器症状とは、咳、咽頭痛、鼻水、鼻詰まり、くしゃみなどです、頭痛、腹痛・下痢等の症状にも注意してください)

Q6 大会での観客の感染対策はどうすればよいですか？

観客数、マスク着用、声援、会場内の飲食に関して、特に制限を求めません。感染の拡大がある場合は、これらの制限について適宜ご考慮ください。

Q7 大会に感染対策マネージャーを置く必要はありますか？

A. 必須ではありません。感染が流行しているときは感染対策マネージャーを置くことや、入場時の検温や健康記録表提出について検討してください。

Q8 濃厚接触者の扱いはどのようにすればよいでしょうか？

A. 新型コロナウイルス感染症について、保健所から濃厚接触者として特定されることはありません。ただし、身近に新型コロナウイルス感染症にかかった人がいれば、感染する可能性は高くなります。同居する家族や寮の同室者などが感染した場合、マスクを着用して部屋を分けるなど接触を避け、感染しないようご注意ください。咳・発熱など症状などが出た場合には速やかに病院を受診しましょう。

*お問い合わせが多くあった質問に関しましては、順次 Q&A を追加してまいります。

都道府県柔道連盟（協会）会長・安全指導員各位

重大事故総合対策委員
委員長 磯村 元信



ウイズ～アフターコロナにおける重大事故防止の徹底について

平素より当連盟事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

コロナ禍がゆるやかに終息に向かい社会活動が平常を取り戻し、柔道の練習や試合が通常通りに行われるようになるなかで、脳しんとうなどの頭部打撲の事故報告が急激に増加しています。コロナ禍の長期間のブランクや地域や学校ごとの練習量の格差が生じたための特徴的な傾向ではないかと危機感を強めています。

新年度に入った5月～7月が例年初心者の重大事故の最も発生しやすい時期であり、コロナ禍の影響と相まって重大事故の発生する確率が極めて高い期間に入っているものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、以下の重大事故防止の留意点にもとづいて事故防止の対策に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。特に、子ども及び柔道を始めたばかりの初心者には特段のご配慮をお願い申し上げます。

○ウイズ～アフターコロナの重大事故防止の留意点

- ・長引くコロナ禍の練習不足等で、例年に比べて基礎体力や筋力、受け身が十分に備わっていない状況があり、頭部や頸部の重大事故の発生が危惧される。
- ・基礎体力や筋力、受け身が十分に備わっているかを把握して無理のない範囲で練習や試合を行わせる。特に、子どもや初心者の練習や試合には特段の配慮を徹底する。
- ・日常の練習の中で特に受け身の練習を例年以上に徹底する。

○初心者の重大事故防止の徹底事項

- ・初心者には少なくとも3ヶ月程度は高い位置からの投げ込みを行わせない。
特にこの時期は初心者に大外刈りの投げ込みを受けさせない。
- ・大外刈りの高い位置からの投げ込み（受の両脚が宙に浮くような投げ込み）、および投げ技の乱取りは少なくとも5ヶ月程度経過してからとする。
- ・初心者は少なくとも6ヵ月程度は練習試合や試合への参加はさせない。

*重大事故の傾向を分析して対策を講じ、新たな事故を未然に防ぐためにも、頭部外傷・脳しんとう・頸部外傷・熱中症・その他の緊急入院を要した事故発生時には必ず所定の様式で全柔連への事故報告の徹底をお願いします。詳細は全柔連ホームページを参照してください。

以上